

第3回

河内長野市・千早赤阪村合併協議会



岩湧山頂の花すすき



下赤阪の棚田

日時 平成20年10月20日(月) 午後3時

場所 河内長野市役所 802会議室

第3回 河内長野市・千早赤阪村合併協議会 次第

日時 平成20年10月20日(月)午後3時から
会場 河内長野市役所 8階802会議室

1 開会

2 新副会長・委員紹介

3 議題

(1) 報告事項

報告第9号 河内長野市・千早赤阪村合併協議会規約に関する協議書の一部を
変更する協議書について…………… 1

(2) 承認事項

承認第1号 平成19年度河内長野市・千早赤阪村合併協議会決算の承認につ
いて…………… 6

(3) 協議事項

協議第12号 一般職職員の身分の取扱いについて…………… 15

協議第13号 特別職職員の身分の取扱いについて…………… 17

協議第14号 条例、規則等の取扱いについて…………… 22

協議第15号 公共的団体等の取扱いについて…………… 24

協議第16号 慣行の取扱いについて…………… 29

4 その他

次回の協議会開催日程について

5 閉会

(参考資料)

1 河内長野市・千早赤阪村合併協議会委員等名簿(平成20年10月1日現在)

報告第9号

河内長野市・千早赤阪村合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について

河内長野市・千早赤阪村合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について、別紙のとおり報告する。

平成20年10月20日提出

河内長野市・千早赤阪村合併協議会
会 長 増 田 昇

(別紙)

河内長野市・千早赤阪村合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書

河内長野市及び千早赤阪村(以下「両市村」という。)は、河内長野市・千早赤阪村合併協議会規約に関する協議書(平成20年3月5日成立。以下「協議書」という。)第8条の規定に基づき、協議書に定める内容を次のとおり変更する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

	氏名	職務代理順序
会長	増田昇	-
副会長	芝田啓治	1
	松本昌親	2

別表第2(第3条関係)

氏名
嘉名光市
倉畑勝美

この変更協議書の成立を証するため、本書2通を作成し、両市村の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成20年8月3日

河内長野市長 芝田 啓治

印

千早赤阪村長 松本 昌親

印

(参考)

河内長野市・千早赤阪村合併協議会規約に関する協議書

河内長野市及び千早赤阪村(以下「両市村」という。)は、河内長野市・千早赤阪村合併協議会規約(以下「規約」という。)第4条、第6条第1項、第7条第1項及び第2項、第8条第1項第3号、第12条第2項、第13条第2項、第14条第2項及び附則に規定する両市村の長が協議して定める事項について、次のとおり定める。

(事務所の所在地)

第1条 規約第4条に規定する協議会の事務所は、大阪府河内長野市原町一丁目1番1号(河内長野市役所本庁舎内)に置く。

(会長及び副会長)

第2条 規約第6条第1項、第7条第1項及び第2項に規定する協議会の会長及び副会長並びに会長の職務を代理する順序は、別表第1のとおりとする。

(学識経験を有する者)

第3条 規約第8条第1項第3号に規定する学識経験を有する者は、別表第2のとおりとする。

(職員)

第4条 規約第12条第2項に規定する事務局の事務に従事する職員は、別表第3のとおりとする。

(経費負担)

第5条 規約第13条第2項に規定する両市村の負担金は、均等割50%、人口割50%の割合とし、その額は、協議会の予算の定めるところによるものとする。

2 前項に規定する人口割を算出する基礎となる人口は、平成17年国勢調査の人口とする。

(監査委員)

第6条 規約第14条第2項に規定する監査委員は、別表第4のとおりとする。

(規約の施行)

第7条 規約は、平成20年3月6日から施行する。

(内容の変更)

第8条 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

(定めのない事項)

第9条 この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、両市村の長が協議して定めるものとする。

(協議書の失効)

第10条 この協議書は、協議会が解散したときに、その効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市村の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成20年3月5日

河内長野市長 橋上 義孝



千早赤阪村長 松本 昌親



別表第1（第2条関係）

	氏 名	職務代理順序
会 長	増 田 昇	-
副 会 長	橋 上 義 孝	1
	松 本 昌 親	2

別表第2（第3条関係）

氏 名
嘉 名 光 市
武 田 嘉 之

別表第3（第4条関係）

氏 名	所 属 団 体
塔 本 貢	河 内 長 野 市
塩 谷 聡	
小 川 祥	
尾 谷 肇	千 早 赤 阪 村
日 谷 順 彦	

別表第4（第6条関係）

氏 名	所 属 団 体
毛 利 雅 彦	河 内 長 野 市
新 田 久 治	千 早 赤 阪 村

承認第1号

平成19年度河内長野市・千早赤阪村合併協議会決算の承認について

平成19年度河内長野市・千早赤阪村合併協議会決算について、別紙のとおり監査委員の監査に付したので、協議会の承認を求める。

平成20年10月20日提出

河内長野市・千早赤阪村合併協議会
会 長 増 田 昇


(別紙)



平成20年 6 月 25日

河内長野市・千早赤阪村合併協議会
会 長 増 田 昇 様

河内長野市・千早赤阪村合併協議会

監査委員 毛 利 雅 彦 

監査委員 新 田 久 治 

平成19年度河内長野市・千早赤阪村合併協議会決算監査意見について

河内長野市・千早赤阪村合併協議会財務規程第8条第1項の規定により監査に付された平成19年度河内長野市・千早赤阪村合併協議会決算を監査した結果、次のとおり意見を提出する。

平成19年度河内長野市・千早赤阪村合併協議会歳入歳出決算の監査意見

第1 監査の対象

平成19年度河内長野市・千早赤阪村合併協議会歳入歳出決算

第2 監査の期間

平成20年6月23日から平成20年6月25日まで

第3 監査の手続き

会長から送付された決算書及び附属書類が、関係規程等の規定に準拠して作成されているかを確認、関係諸帳簿等によって計数の照合を行い、また、予算の執行が法令等の規定に基づきなされたかなどの適否を、必要と認めた監査手続きにより実施した。

第4 監査の結果

監査に付された決算書及び附属書類は、関係規程等の規定に準拠して調製されており、記載された計数は関係諸帳簿等その他証書類と符合し、いずれも正確なものと認められた。

また、歳入歳出予算の執行状況及び財務に関する事務処理も適正になされているものと認められた。

平成 1 9 年度

河内長野市・千早赤阪村合併協議会決算書

歳 入

(単位:円)

款	項	予 算 現 額	収 入 済 額	予算現額と収入済額との比較
1 負担金		2,000,000	2,000,000	0
	1 負担金	2,000,000	2,000,000	0
2 府支出金		2,000,000	1,163,000	837,000
	1 府補助金	2,000,000	1,163,000	837,000
3 諸収入		1,000	4,500	3,500
	1 預金利子	1,000	0	1,000
	2 諸収入	0	4,500	4,500
歳 入 合 計		4,001,000	3,167,500	833,500

歳 出

(単位:円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		4,001,000	2,332,004	1,668,996
	1 総務管理費	4,001,000	2,332,004	1,668,996
歳 出 合 計		4,001,000	2,332,004	1,668,996

歳入歳出差引

(単位:円)

区 分	金 額
1 歳入総額	3,167,500
2 歳出総額	2,332,004
3 歳入歳出差引額	835,496

歳入歳出差引額 835,496 円は、翌年度へ繰り越すこととする。

歳入歳出決算事項別明細書

1 歳入

款 項 目 節	予 算 現 額			調定額	収入済額
	当初予算額	補正予算額	計		
1 負担金	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	2,000,000
1 負担金	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	2,000,000
1 負担金	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	2,000,000
1 負担金	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	2,000,000
2 府支出金	2,000,000	0	2,000,000	1,163,000	1,163,000
1 府補助金	2,000,000	0	2,000,000	1,163,000	1,163,000
1 府補助金	2,000,000	0	2,000,000	1,163,000	1,163,000
1 府補助金	2,000,000	0	2,000,000	1,163,000	1,163,000
3 諸収入	1,000	0	1,000	0	0
1 預金利子	1,000	0	1,000	0	0
1 預金利子	1,000	0	1,000	0	0
1 預金利子	1,000	0	1,000	0	0
2 諸収入	0	0	0	4,500	4,500
1 諸収入	0	0	0	4,500	4,500
1 雑入	0	0	0	4,500	4,500
歳 入 合 計	4,001,000	0	4,001,000	3,167,500	3,167,500

(単位：円)

収入未済額	備 考
0	
0	
0	
0	河内長野市負担金 1,447,179 千早赤阪村負担金 552,821
0	
0	
0	
0	大阪府市町村合併推進事業補助金 1,163,000
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	会議資料コピー代金 4,500
0	

2 歳出

款 項 目 節	予 算 現 額				支出済額
	当初予算額	補正予算額	予 備 費 支 出 及 流 用 増 減	計	
1 総務費	4,001,000	0	0	4,001,000	2,332,004
1 総務管理費	4,001,000	0	0	4,001,000	2,332,004
1 一般管理費	4,001,000	0	0	4,001,000	2,332,004
1 報酬	52,000	0	0	52,000	18,000
9 旅費	122,000	0	0	122,000	0
11 需用費	1,360,000	0	0	1,360,000	468,215
12 役務費	120,000	0	0	120,000	84,525
13 委託料	2,091,000	0	0	2,091,000	1,629,579
14 使用料及び賃借料	45,000	0	0	45,000	17,000
18 備品購入費	50,000	0	0	50,000	50,000
19 負担金、補助及び 交付金	161,000	0	0	161,000	64,685
歳 出 合 計	4,001,000	0	0	4,001,000	2,332,004

(単位：円)

不 用 額	備 考	
1,668,996		
1,668,996		
1,668,996		
34,000	委員等報酬	18,000
122,000		
891,785	消耗品費	188,215
	印刷製本費	280,000
35,475	筆耕翻訳料	84,525
461,421	ホームページ作成委託料	1,296,750
	協議会だより配送委託料	194,623
	派遣業務委託料	138,206
28,000	会議会場借上料	17,000
0	管理用備品	50,000
96,315	河内長野市庁舎管理経費等負担金	64,685
1,668,996		

協議第12号

一般職職員の身分の取扱いについて

一般職職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 千早赤阪村の一般職の職員は、河内長野市の職員として合併時に引き継ぐ。
- 2 人事・給与制度は、河内長野市の制度に合併時に統合する。詳細については、両市村で協議する。

平成20年10月20日提出

河内長野市・千早赤阪村合併協議会
会長 増田 昇

協議項目の調整

専門部会名 企画総務 部会

協議項目	9 一般職職員の身分の取扱い	事務事業名	一般職職員の身分
調整方針 (調整区分)	1 千早赤阪村の一般職の職員は、河内長野市の職員として合併時に引き継ぐ。 2 人事・給与制度は、河内長野市の制度に合併時に統合する。詳細については、両市村で協議する。		
現 況		調整の内容	
河内長野市		千早赤阪村	
職員定数及び職員数 平成20年4月1日現在 (人)		職員定数及び職員数 平成20年4月1日現在 (人)	
部 局	定 数	職員数	
議会の事務部局の職員	8	7	村長の事務部局の職員
市長の事務部局の職員	495	442	議会の事務部局の職員
教育委員会の事務部局等の職員	84	70	選挙管理委員会の事務部局の職員(兼務)
選挙管理委員会の事務部局の職員	4	4	教育委員会の事務部局の職員
監査委員の事務部局の職員	2	2	農業委員会の事務部局の職員
公平委員会の事務部局の職員	1	1	水道事業の職員
農業委員会の事務部局の職員	3	2	計
固定資産評価審査委員会の事務部局の職員	1	1	99
消防本部及び消防署の職員	114	106	94
水道局の職員	67	39	
計	779	674	

特別職職員の身分の取扱いについて

特別職職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 千早赤阪村の常勤の特別職の職員（教育長を含む。）は失職する。
- 2 千早赤阪村の非常勤の特別職の職員は失職する。ただし、議会の議員、農業委員会の選挙による委員、消防団員については、別に定める。

平成20年10月20日提出

河内長野市・千早赤阪村合併協議会
会 長 増 田 昇

協議項目の調整

協議項目	1 1 特別職職員の身分の取扱い	事務事業名	特別職職員の身分																											
調整方針 (調整区分)	1 千早赤阪村の常勤の特別職の職員（教育長を含む。）は失職する。 2 千早赤阪村の非常勤の特別職の職員は失職する。ただし、議会の議員、農業委員会の選挙による委員、消防団員については、別に定める。																													
現 況		調整の内容																												
河内長野市		千早赤阪村																												
<p>常勤の特別職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>就任日</th> <th>任期満了日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>H 2 0 . 8 . 3</td> <td>H 2 4 . 8 . 2</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>H 1 8 . 1 0 . 1</td> <td>H 2 2 . 9 . 3 0</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>H 1 9 . 4 . 1</td> <td>H 2 3 . 3 . 3 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>非常勤の特別職</p> <p>教育委員会委員 選挙管理委員会委員 監査委員 公平委員会委員 固定資産評価審査委員会委員 農業委員会委員（選挙による委員を除く。） 固定資産評価員</p> <p>河内長野市住居表示審議会委員 河内長野市男女共同参画審議会委員 河内長野市生涯学習市民懇談会委員 河内長野市人権尊重のまちづくり審議会委員 河内長野市民生委員推薦会委員 河内長野市地域福祉推進協議会委員</p>			就任日	任期満了日	市長	H 2 0 . 8 . 3	H 2 4 . 8 . 2	副市長	H 1 8 . 1 0 . 1	H 2 2 . 9 . 3 0	副市長			教育長	H 1 9 . 4 . 1	H 2 3 . 3 . 3 1	<p>常勤の特別職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>就任日</th> <th>任期満了日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村長</td> <td>H 2 0 . 7 . 1 6</td> <td>H 2 4 . 7 . 1 5</td> </tr> <tr> <td>副村長</td> <td>H 1 8 . 1 1 . 1</td> <td>H 2 2 . 1 0 . 3 1</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>H 1 7 . 4 . 1</td> <td>H 2 1 . 3 . 3 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>非常勤の特別職</p> <p>教育委員会委員 選挙管理委員会委員 監査委員 公平委員会委員 固定資産評価審査委員会委員 農業委員会委員（選挙による委員を除く。） 固定資産評価員</p> <p>千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会委員 千早赤阪村民生委員推薦会委員</p>			就任日	任期満了日	村長	H 2 0 . 7 . 1 6	H 2 4 . 7 . 1 5	副村長	H 1 8 . 1 1 . 1	H 2 2 . 1 0 . 3 1	教育長	H 1 7 . 4 . 1	H 2 1 . 3 . 3 1
	就任日	任期満了日																												
市長	H 2 0 . 8 . 3	H 2 4 . 8 . 2																												
副市長	H 1 8 . 1 0 . 1	H 2 2 . 9 . 3 0																												
副市長																														
教育長	H 1 9 . 4 . 1	H 2 3 . 3 . 3 1																												
	就任日	任期満了日																												
村長	H 2 0 . 7 . 1 6	H 2 4 . 7 . 1 5																												
副村長	H 1 8 . 1 1 . 1	H 2 2 . 1 0 . 3 1																												
教育長	H 1 7 . 4 . 1	H 2 1 . 3 . 3 1																												

協 議 項 目 の 調 整

協議項目	1 1 特別職職員の身分の取扱い	事務事業名	特別職職員の身分
調整方針 (調整区分)			
現 況		調整の内容	
河内長野市		千早赤阪村	
<p>河内長野市障害者施策推進協議会委員 河内長野市立障害者福祉センター運営委員会委員 河内長野市障害者介護給付費等支給判定審査会委員 河内長野市保育所のあり方を考える委員会委員 河内長野市次世代育成支援対策協議会委員 河内長野市子育て支援センター運営委員会委員 河内長野市保健問題対策協議会委員 河内長野市予防接種健康被害調査委員会委員 河内長野市立休日急病診療所運営委員会委員 河内長野市介護認定審査会委員 河内長野市老人ホーム入所判定委員会委員 河内長野市高齢者保健福祉計画等推進委員会委員</p> <p>河内長野市国民健康保険運営協議会委員 不動産評価審議会委員 河内長野市光化学スモッグ対策協議会委員 河内長野市構造政策推進協議会委員 河内長野市事業評価審議会委員 河内長野市農業経営・生産対策推進会議委員 南河内清掃施設組合第2清掃工場河内長野市公害防止対策委員会委員 河内長野市ラブホテル建築規制審議会委員 河内長野市都市計画審議会委員 河内長野市公共交通のあり方に関する懇談会委員 河内長野市事業再評価委員会委員</p>	<p>(河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査委員) 千早赤阪村老人ホーム入所判定委員会委員 千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会委員 千早赤阪村国民健康保険運営協議会委員</p> <p>千早赤阪村都市計画審議会委員</p>		

協 議 項 目 の 調 整

協議項目	1 1 特別職職員の身分の取扱い	事務事業名	特別職職員の身分
調整方針 (調整区分)			
現 況		調整の内容	
河内長野市		千早赤阪村	
河内長野市林業構造改善協議会委員 河内長野市総合計画審議会委員 暴走族問題河内長野市民会議委員 河内長野市特別職報酬等審議会委員 河内長野市市長表彰審査会委員 河内長野市有功者推薦審議会委員 河内長野市情報公開審査会委員 河内長野市情報公開運営審議会委員 河内長野市個人情報保護審査会委員 河内長野市個人情報保護運営審議会委員 河内長野市公の施設指定管理者選定委員会委員 河内長野市庁舎等総合建物管理業務総合評価入札評価委員会委員 河内長野市生活安全推進協議会委員 河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会委員 河内長野市行政改革推進委員会委員 河内長野市農業委員会業務推進会議委員 奨学生選考委員会委員 河内長野市立学校給食センター運営委員会委員 河内長野市学校保健会委員 河内長野市立小中学校通学区域審議会委員 河内長野市社会教育委員会議委員 史跡観心寺境内・金剛寺境内保存管理計画策定専門委員会委員 河内長野市立天野公民館地区運営委員会委員		千早赤阪村総合計画審議会委員 千早赤阪村特別職報酬等審議会委員 千早赤阪村表彰審査会委員 千早赤阪村情報公開審査会委員 千早赤阪村個人情報保護審査会委員 千早赤阪村立学校給食センター運営委員会委員 千早赤阪村社会教育委員 国史跡千早城跡・楠木城跡・赤阪城跡整備計画策定委員会委員	

協 議 項 目 の 調 整

協議項目	1 1 特別職職員の身分の取扱い	事務事業名	特別職職員の身分
調整方針 (調整区分)			
現 況		調整の内容	
河内長野市		千早赤阪村	
河内長野市立加賀田公民館地区運営委員会委員 河内長野市立千代田公民館地区運営委員会委員 河内長野市立川上公民館地区運営委員会委員 河内長野市立天見公民館地区運営委員会委員 河内長野市立三日市公民館地区運営委員会委員 河内長野市立高向公民館地区運営委員会委員 河内長野市立南花台公民館地区運営委員会委員 河内長野市文化財保護審議会委員 河内長野市公民館運営審議会委員 河内長野市史編集委員会委員 市史執筆委員 河内長野市立市民総合体育館運営審議会委員 体育指導委員 河内長野市放課後児童会運営審議会委員 河内長野市青少年問題協議会委員 青少年指導員 河内長野市図書館協議会委員 河内長野市国民保護協議会委員 河内長野市安否確認実施マニュアル作成検討委員会委員 河内長野市防災会議委員 河内長野市水道水源保護審議会委員 非常勤の嘱託員 その他の非常勤の職員	千早赤阪村文化財保護審議会委員 体育指導委員 千早赤阪村青少年問題協議会委員 青少年指導委員 千早赤阪村国民保護協議会委員 千早赤阪村防災会議委員 千早赤阪村立郷土資料館運営審議会委員 非常勤の嘱託員 その他の非常勤の職員		

協議第14号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 条例、規則等は、河内長野市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の全部又は一部改正等を行うものとする。

平成20年10月20日提出

河内長野市・千早赤阪村合併協議会
会 長 増 田 昇

協議項目の調整

専門部会名 企画総務 部会

協議項目	1 2 条例、規則等の取扱い	事務事業名	条例、規則等																								
調整方針 (調整区分)	条例、規則等は、河内長野市の条例、規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の全部又は一部改正等を行うものとする。																										
現 況			調整の内容																								
河内長野市		千早赤阪村																									
例規集掲載数 平成20年3月31日現在		例規集掲載数 平成20年3月31日現在																									
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>条 例</td><td style="text-align: center;">203</td></tr> <tr><td>規 則</td><td style="text-align: center;">265</td></tr> <tr><td>規 程</td><td style="text-align: center;">149</td></tr> <tr><td>訓 令</td><td style="text-align: center;">12</td></tr> <tr><td>要 綱</td><td style="text-align: center;">219</td></tr> <tr><td>合 計</td><td style="text-align: center;">848</td></tr> </table>		条 例	203	規 則	265	規 程	149	訓 令	12	要 綱	219	合 計	848	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>条 例</td><td style="text-align: center;">119</td></tr> <tr><td>規 則</td><td style="text-align: center;">108</td></tr> <tr><td>規 程</td><td style="text-align: center;">58</td></tr> <tr><td>訓 令</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>要 綱</td><td style="text-align: center;">26</td></tr> <tr><td>合 計</td><td style="text-align: center;">310</td></tr> </table>		条 例	119	規 則	108	規 程	58	訓 令	0	要 綱	26	合 計	310
条 例	203																										
規 則	265																										
規 程	149																										
訓 令	12																										
要 綱	219																										
合 計	848																										
条 例	119																										
規 則	108																										
規 程	58																										
訓 令	0																										
要 綱	26																										
合 計	310																										

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。
 - (1)目的が同一又は類似し、両市村に並存している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
 - (2)統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
 - (3)独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。

平成20年10月20日提出

河内長野市・千早赤阪村合併協議会
会 長 増 田 昇

協 議 項 目 の 調 整

協議項目	1 6 公共的団体等の取扱い	事務事業名	公共的団体等
調整方針 (調整区分)	1 公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。 (1)目的が同一又は類似し、両市村に並存している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 (2)統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 (3)独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。		
現 況		調整の内容	
河内長野市		千早赤阪村	
河内長野市国際交流協会 かわちながの男女共同参画市民実行委員会 (財)河内長野市文化振興財団 河内長野市人権協会 河内長野市企業人権協議会 富田林人権擁護委員協議会河内長野委員会 (社福)河内長野市社会福祉協議会 河内長野市民生委員児童委員協議会 河内長野市社会を明るくする運動実施委員会 河内長野市地区保護司会河内長野支部 河内長野地区更生保護女性会河内長野支部 河内長野市遺族会 河内長野市原爆被爆者の会 河内長野市傷痍軍人会 日本赤十字社大阪府支部河内長野市地区 河内長野市赤十字奉仕団 河内長野市献血推進協議会 河内長野市身体障害者福祉会 河内長野市視覚障害者福祉会 河内長野市作業所連絡協議会 河内長野市心身障害児・者父母の会	千早赤阪村人権協会 (河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会) 富田林人権擁護委員協議会千早赤阪委員会 (社福)千早赤阪村社会福祉協議会 千早赤阪村民生委員児童委員協議会 千早赤阪村社会を明るくする運動実施委員会 (富田林地区保護司会) (富田林地区更生保護女性会) 千早赤阪村遺族会 日本赤十字社大阪府支部千早赤阪村分地区 千早赤阪村赤十字奉仕団 千早赤阪村献血推進協議会 千早赤阪村母子福祉協議会 千早赤阪村身体障害者福祉協議会		

協議項目の調整

協議項目	16 公共的団体等の取扱い	事務事業名	公共的団体等
調整方針 (調整区分)			
現 況		調整の内容	
河内長野市		千早赤阪村	
河内長野市精神障害者家族会わかば会 大阪障害児・者を守る会河内長野支部 (社)河内長野市シルバー人材センター 河内長野市老人クラブ連合会 河内長野市健康づくり推進員会 食生活改善推進協議会 (社)河内長野市医師会 河内長野市歯科医師会 河内長野市薬剤師会 河川を美しくする市民の会 エコライフかわちながの 河内長野市自然環境保護協議会 大阪府猟友会河内長野支部 河内長野市椎茸生産出荷組合 河内長野市花き生産協議会 河内長野市地域水田農業推進協議会 河内長野市自然休養村連絡協議会 河内長野市農業研究会 河内長野市生活改善クラブ連絡協議会 (財)河内長野市公園緑化協会 (財)河内長野市勤労市民互助会	千早赤阪村シルバー人材センター 千早赤阪村老人クラブ連合会 食生活改善推進協議会 ((社)富田林医師会) ((社)富田林歯科医師会) (富田林薬剤師会) 大阪府千早猟友会 千早赤阪村地域水田農業推進協議会 千早赤阪村農研クラブ 千早赤阪村農生連絡協議会 千早赤阪村果樹振興会 千早赤阪村認定農業者協議会 下赤阪棚田の会		

協議項目の調整

協議項目	16 公共的団体等の取扱い	事務事業名	公共的団体等
調整方針 (調整区分)			
現 況		調整の内容	
河内長野市		千早赤阪村	
河内長野市観光協会 かわちながの観光ボランティアガイド倶楽部 高野街道まつり実行委員会 河内長野市地域総合振興懇談会 河内長野市商工会 河内長野市商店連合会 河内長野市建築協定連絡協議会 (特非)にぎわい河内長野21 河内長野交通安全自動車協会 河内長野市有功会 河内長野市勲友会 (特非)かわちながの市民公益活動推進委員会 河内長野防犯協議会 河内長野地区少年補導員連絡会 河内長野市民まつり実行委員会 かわちながの消費者協会 河内長野市生活情報展実行委員会 河内長野消費者相談員の会 河内長野警消連合協議会 河内長野消防協力会		千早赤阪村観光協会 (富田林商工会) 千早赤阪村金剛山系対策協議会 金剛警備隊 金剛山頂施設連絡協議会 (富田林警察署管内交通安全協会) 千早赤阪村交通対策委員会 千早赤阪村防犯委員会 (富田林警察署管内防犯協議会) 千早赤阪消防協力会	

協議項目の調整

協議項目	16 公共的団体等の取扱い	事務事業名	公共的団体等
調整方針 (調整区分)			
現 況		調整の内容	
河内長野市		千早赤阪村	
河内長野市防火協会 河内長野市幼年消防クラブ 河内長野市明るい選挙推進協議会 河内長野市地域女性団体協議会 河内長野市PTA連絡協議会 河内長野市文化連盟 河内長野市総合スポーツ振興会 河内長野市体育指導委員会 河内長野市スポーツ少年団 河内長野市こども会育成連合会 河内長野市青少年指導員連絡協議会 河内長野市青少年健全育成協議会 河内長野市子どもセンター協議会 河内長野市青少年リーダー会 等	(富田林市防火協会) 千早赤阪村明るい選挙推進協議会 千早赤阪村PTA連絡協議会 千早赤阪村文化協会 千早赤阪村学童保育連絡会 (社)千早赤阪楠公史跡保存会 千早赤阪村体育協会 千早赤阪村体育指導委員協議会 千早赤阪村スポーツ少年団 千早赤阪村こども会育成連絡協議会 千早赤阪村青少年指導員連絡協議会 等		

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。



- 1 市（村）章
河内長野市の市章に統一する。
- 2 市（村）の歌
河内長野市の歌に統一する。
- 3 市（村）の木、花
河内長野市の木、花に統一する。
- 4 市（村）民憲章
河内長野市の市民憲章に統一する。
- 5 都市宣言等
河内長野市の都市宣言等に統一する。
- 6 表彰制度
河内長野市の表彰制度に統一する。
- 7 姉妹都市
河内長野市の姉妹都市は継続する。
千早赤阪村の友好提携にあっては、相手方の意思等を確認し調整するものとする。

平成20年10月20日提出

河内長野市・千早赤阪村合併協議会
会 長 増 田 昇

協議項目の調整

専門部会名 企画総務 部会

協議項目	19 慣行の取扱い	事務事業名	市(村)章
調整方針 (調整区分)	河内長野市の市章に統一する。		
現 況		調整の内容	
河内長野市		千早赤阪村	
<p>市章 昭和29年8月1日制定</p> <p>・市章の由来 大阪府を外郭に表し、なかに市の頭字長を配す。</p>	<p>村章 昭和41年1月1日制定</p> <p>・村章の由来 村章の中央は、村の象徴である金剛、葛城両山と、発展向上を示し、外輪は村訓である「和」を表現したもの。</p>		
			

協議項目の調整

専門部会名 企画総務 部会

協議項目	19 慣行の取扱い	事務事業名	市(村)の歌
調整方針 (調整区分)	河内長野市の歌に統一する。		
現 況		調整の内容	
河内長野市		千早赤阪村	
<p>河内長野市市民歌 昭和30年8月1日制定</p> <p>安西 冬衛 作詞 野口 源次郎 作曲</p> <p>1、 上げ金剛 むすべ石川 すがたけだかく 流れ清らに われらは誇る この山この川 河内長野 河内長野市 いのち とわに あたらし</p> <p>2、 かおれ楠 におえ桜よ 心ゆかしく しづくあきらに われらは愛しむ この風 この土 河内長野 河内長野市 光 つねに あまねし</p> <p>3、 こぞれ生産 勢え人びと 行くて明かるく のぞみ豊かに われらは讃う この市この幸 河内長野 河内長野市 文化日々に にぎわし</p>		<p>千早赤阪村歌 昭和51年9月30日制定</p> <p>松尾 一夫 詞 田中 勇 曲</p> <p>1、 ふかき緑木 金剛の山 めぐみゆだけき ふところに 楠の香りや 瀬のさやぎ 古き村にぞ 誇りもち 人のわさやに 集いける</p> <p>2、 青き高嶺は 今近く ロープウェイは 雲の海 若人のいき いやませり 希望の光 輝きて わが胸さやに とどろけり</p> <p>3、 永久のあゆみをいしずえに よりよき里を つくらんと 千早赤阪 手をつなぎ 一つとなりて 栄えよと こぞりて唄う 村の歌</p>	

協 議 項 目 の 調 整

専門部会名 企画総務 部会

協議項目	19 慣行の取扱い	事務事業名	市(村)の木、花
調整方針 (調整区分)	河内長野市の木、花に統一する。		
現 況		調整の内容	
河内長野市		千早赤阪村	
河内長野市の木と花 昭和44年11月3日選定 1 市の木 「くすのき」 2 市の花 「きく」		千早赤阪村の木と花 昭和51年9月30日制定 1 村の木 「くすのき」 2 村の花 「やまゆり(こごせゆり)」	

協議項目の調整

専門部会名 企画総務 部会

協議項目	19 慣行の取扱い	事務事業名	市(村)民憲章
調整方針 (調整区分)	河内長野市の市民憲章に統一する。		
現 況		調整の内容	
河内長野市		千早赤阪村	
<p>河内長野市民憲章 昭和42年11月3日制定</p> <p>金剛、葛城、岩湧とつらなる山山にかこまれた河内長野市は、清らかな山河と、澄み切った大気のなかで、貴重な文化財を伝えてきたゆかしいまちであり、また、進取と不屈の精神をもって、新しい都市を建設しつつある、力強くたくましいまちです。</p> <p>わたしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、心をあわせて、さらに美しく住みよいまちにするため、ここに、この市民憲章を定めました。</p> <p>1 わたしたちは、恵まれた自然を愛しましょう。 美しい山河に恵まれたこのまちは、健全な身心を養うにも、ふさわしい条件をそなえています。この幸せを感謝するとともに、健康な生活環境を確保しましょう。</p> <p>1 わたしたちは、豊かな文化財に学びましょう。 多くの文化財や史跡は、貴重な祖先の遺産です。これを大切に、これによって歴史の流れを知り、文化の向上に寄与しましょう。</p> <p>1 わたしたちは、生産することの価値をたたえましょう。 創造の喜びは大きく、そのために働く人の努力はとうといものです。めいめいの職業に意欲をもち、豊かな生活をきずきましょう。</p> <p>1 わたしたちは、新しい世代に役だつ人となりましょう。 次の社会、新しい時代に対応できる人材をつくることは、これからの教育に課せられた、大きな使命です。そのために、理想的な教育環境をととのえる努力をしましょう。</p> <p>1 わたしたちは、人人との交わりを大切にしましょう。 平和で、秩序ある市民生活は、良識に富んだ人間関係が基礎となるものです。温かい心のつながりによって、明るさに満ちたまちをつくりましょう。</p>		<p>千早赤阪村民憲章 昭和51年9月30日制定</p> <p>わたくしたち村民は、金剛山の古い歴史と美しい自然の中に生きることを誇りとし、心と力をひとつにして魅力ある千早赤阪村をつくるため、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わたくしたち村民は、金剛山の峰々の緑を愛し、樹木を育て、恵まれた自然の環境を育てましょう。 ・わたくしたち村民は、金剛山の谷間より流れる菊水の恩恵に感謝し、みんなのために、清潔な川であるよう心がけましょう。 ・わたくしたち村民は、金剛山の里にある文化遺産を尊び、歴史を正しく理解し文化の創造につとめましょう。 ・わたくしたち村民は、金剛山のふもとに広がる果樹園芸をより盛んにし、産業の振興発展にはげましましょう。 ・わたくしたち村民は、たがいに助け合い、金剛山を訪れる人々にあたたかい気持ちで接し、みんなで和を広げましょう。 	

協 議 項 目 の 調 整

専門部会名 企画総務 部会

協議項目	19 慣行の取扱い	事務事業名	都市宣言等
調整方針 (調整区分)	河内長野市の都市宣言等に統一する。		
現 況		調整の内容	
河内長野市		千早赤阪村	
交通安全都市宣言 昭和37年3月8日宣言 健康都市宣言 昭和38年5月15日宣言 青少年健全育成都市宣言 昭和58年6月宣言 「非核平和都市宣言」に関する決議 昭和59年9月28日決議 「河川を美しくする都市」宣言決議 昭和60年12月26日決議 「人権擁護都市宣言」に関する決議 平成8年6月20日決議		非核平和都市宣言 昭和60年3月22日議決 人権擁護都市宣言 平成6年3月23日議決	

協議項目の調整

専門部会名 企画総務 部会

協議項目	19 慣行の取扱い	事務事業名	表彰制度
調整方針 (調整区分)	河内長野市の表彰制度に統一する。		
現 況		調整の内容	
河内長野市		千早赤阪村	
<p>河内長野市市民栄誉賞 市民又は本市にゆかりの深い個人若しくは団体で文化、スポーツ活動等において卓越した成果を挙げ、市民が郷土の誇りとして深く敬愛するもの（市長が決定）</p> <p>河内長野市有功者表彰 12年以上市長の職にあった者 12年以上市議会議員にあった者 本市の公益に際し功労顕著な者（有功者推薦審議会の推薦が必要）</p> <p>河内長野市市長表彰 街づくりや生活環境、市民生活、産業経済、生涯学習、地方自治などに貢献が大きい、市内在住・在勤・在学の者又は市内所在の団体（市長表彰審査会の審査が必要）</p>		<p>千早赤阪村名誉村民 村民又は村に縁故の深いもので、政治・経済・学術・芸術その他社会文化の進展に貢献し、その功績が卓越する者（村長の推薦と村議会の議決が必要）</p> <p>千早赤阪村功労者表彰 4年以上村長の職にあった者 12年以上村議会議員の職にあった者 15年以上行政委員等の職にあった者 などの自治功労の他、教育文化、公安防災、産業振興、衛生、福祉などに功績のあった者又は団体（表彰審査委員会の審査が必要）</p> <p>千早赤阪村善行者表彰 村民で善行美徳の行為があり、他の村民の模範となる者又は団体など（表彰審査委員会の審査が必要）</p>	
		<p>河内長野市の例に合わせる。</p> <p>既に村において表彰を受けている者のうち、12年以上村長の職にあった者及び12年以上村議会議員の職にあった者（該当者17名）については、市の有功者とはしないが有功者と同等に遇するものとし、それ以外は市長表彰受賞者と同様に遇するものとする。</p> <p>なお、新市における表彰にあたっての村長及び村議会議員の経歴換算については、村における在職期間を新市における在職期間とみなすものとする。</p>	

協 議 項 目 の 調 整

専門部会名 企画総務 部会

協議項目	事 務 事 業 名		調 整 方 針	
	河内長野市	千早赤阪村	調整区分	調整の内容
19 慣行の取扱い 姉妹都市	アメリカ合衆国インディアナ 州カーメル市（姉妹都市） 平成6年4月8日提携	和歌山県田辺市（友好提携） 昭和57年5月15日提携	河内長野市の姉妹都市は 継続する。	千早赤阪村の友好提携にあっては、相手方の意 思等を確認し調整するものとする。

参考資料

河内長野市・千早赤阪村合併協議会 委員名簿

平成20年10月1日現在

区分	所属等	氏名	所属等	氏名
会長	大阪府立大学大学院教授	増田 昇		
副会長	河内長野市長	芝田 啓治(3)	千早赤阪村長	松本 昌親
1号委員	河内長野市副市長	阪谷 俊介	千早赤阪村副村長	秦 光広
	河内長野市教育長	福田 弘行(4)	千早赤阪村教育長	山本 澄雄
2号委員	河内長野市議会議長	竹田 昌史(1)	千早赤阪村議会議長	貝長 徹
	河内長野市議会議員	池田 達秋	千早赤阪村議会副議長	田中 博治
	河内長野市議会議員	角野 雄一	千早赤阪村議会議員	浅野 利夫
	河内長野市議会議員	木ノ本 寛	千早赤阪村議会議員	清井 浩
	河内長野市議会議員	高岡 優子	千早赤阪村議会議員	豊田 圭郎(2)
	河内長野市議会議員	森 康亘	千早赤阪村議会議員	野上 信次
3号委員	大阪市立大学大学院准教授	嘉名 光市	千早赤阪村区長会会長	倉畑 勝美(3)
監査委員	河内長野市監査委員	毛利 雅彦	千早赤阪村監査委員	新田 久治

1 平成20年6月27日～ 2 平成20年7月18日～ 3 平成20年8月3日～ 4 平成20年10月1日～

河内長野市・千早赤阪村合併協議会 幹事会名簿

区分	氏名	備考
幹事長	阪谷 俊介	河内長野市副市長
副幹事長	秦 光広	千早赤阪村副村長
幹事	福田 弘行	河内長野市教育長
幹事	山本 澄雄	千早赤阪村教育長
幹事	山田 彰男	河内長野市企画総務部長
幹事	清水 正幸	千早赤阪村秘書政策課長

河内長野市・千早赤阪村合併協議会 事務局職員名簿

職 名	氏 名	備 考
事務局長	塔本 貢	河内長野市
事務局次長	尾谷 肇	千早赤阪村
事務局次長	塩谷 聡	河内長野市
主 査	小川 祥	河内長野市
主 査	日谷 順彦	千早赤阪村